

令和2年7月27日招集

令和2年 第7回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和2年第7回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第7回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和2年7月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	6番	岡田和敏
7番	瀬野幸太郎	8番	小野博	9番	齋藤誠
10番	大類彦幸	11番	本田勝彦	12番	松田一雄
13番	秋葉いく子	14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子
16番	大内恒一	17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作
19番	工藤喜恵治				

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第9号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第31号 非農地証明願いに係る証明について
- 第6 議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 農地あっせん委員会の報告
- 第9 農地転用委員会の報告
- 第10 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	小野智江美

1. 議長 農業委員会会長 工藤喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和2年第7回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。また、遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番瀬野幸太郎委員、8番小野博委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第6回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第9号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第7、議第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてまでの、1報告と3案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和2年第7回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は1件であります。

報第9号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号58番、土地の所在：大字長瀬字西方●●●●。地目、登記簿：田、

現況：田、地籍：1,920 m²ほか1筆。

賃貸人住所氏名：山形市大字陣場新田●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者へ売却となります。3頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は2件です。

議第31号非農地証明願いに係る証明について。

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により本会の議決を求めるものであります。4頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係。

受付番号2番、土地の所在：大字板垣新田字板垣●●●●。地目、登記簿：畑、現況：墓地、地籍：83 m²。所有者：東根市板垣大通り●●●●、●●●●。

非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無、転用許可事由：墓地であります。

以下受付番号3番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は5件です。

議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号76番、土地の所在：大字長瀬字西方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：1,920 m²ほか1筆。譲渡人住所氏名：山形市大字陣場新田●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：17 a。

譲受人住所氏名：東根市神町東二丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：13 aであります。

以下、受付番号77番、78番の2申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号79番、土地の所在：大字長瀬字草野●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：480 m²。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。

事由：労力不足、経営面積：10 a。

借人住所氏名：山形市大字中野目●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積 1,322 a であります。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 80 番、土地の所在：大字藤助新田字前河原●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,094 m²ほか 1 筆。貸人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●●●、●●●●●。事由：労力不足、経営面積：64 a。

借人住所氏名：東根市大字郡山●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：174 a であります。

農地法第 3 条総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、2 件です。

議第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 36 番、土地の所在：大森二丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍 614 m²。譲渡人住所氏名：東京都中央区佃二丁目●●●●●、●●●●●。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目 11 番 1 号 天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也。転用後の主要目的：宅地分譲 3 区画。所要面積計 614 m²。備考として所有権移転で実測面積であります。

以下、受付番号 37 番の申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 5 条等の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、報告案件 1 件と、議案 3 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 8、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【3番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を7月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請3件、賃貸借権設定の許可申請1件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計5件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る7月16日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号76番の申請事由は、経営規模拡大、受付番号77番及び78番の申請事由は、新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号79番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号80番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第9、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4番、小関春男農地転用委員会委員長。

【4番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を7月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、非農地証明願い2件、農地法第5条による許可申請2件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る7月16日実施の当番委員、及び事務局による

現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号2番の土地については、50年以上前から地元の墓地として利用されてきたものであります。

受付番号3番の土地については、昭和61年頃に設置された防火水槽でありました。

いずれの土地についても、非農地証明事務処理要領第3条第4号の農地以外のものとなって、20年以上経過した土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号36番、及び、37番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、どちらも宅地分譲を行うものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第10、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから30分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

30分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を

求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【3番仲野孝藏委員】

3番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第31号非農地証明願いに係る証明について、1件。

議第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第31号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領第3条第4号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認めることの見解の一致をみました。

議第33号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の見解を付することの見解の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【5番名和茂隆委員】

5番名和です。東郷、高崎地区に関係ある案件はなかったことを報告いたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16番大内恒一委員】

16番大内です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第31号非農地証明願いに係る証明について、1件。

議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権移転関係3件、賃貸借権設定関係1件、使用貸借権設定関係1件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第31号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領第3条第4号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認めることの見解の一致をみました。

議第32号については、経営規模拡大、及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの見解の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第9号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 31 号非農地証明願いに係る証明について、議第 32 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 31 号から議第 33 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、及び許可相当の意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 31 号から議第 33 号について、承認すること、許可すること、及び許可相当の意見を付することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 7 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前 10 時 30 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員